

利用約款

センゾクサービス共通利用約款

第1条（利用約款の適用）

・センゾクサービス共通利用約款（以下「本利用約款」といいます。）は、有限会社サニー（以下「当社」といいます。）が提供する「センゾク電子メニュー」という名称を付して提供する個々のサービス（当社が提供するウェブサービス（アップデート版等を含み、以下総称して「本メニュー」といいます。）、及びこれらに関連するサービスをいい、（以下総称して「本サービス」といいます。）を利用する事業者（以下「事業者」といいます）に対して適用されるものとしします。

・当社は、本利用約款に基づき事業者に本サービスを提供するものとし、事業者は、本サービスを利用するにあたって、本利用約款を遵守するものとしします。なお、当社が事業者に別途提示するサービス詳細、諸規定、注意事項（本メニューの利用画面上・取扱説明書に掲載される注意事項等も含まれます。）も本利用約款の一部を構成するものとしします。

・当社は必要に応じて本規約の内容を任意に変更できるものとしします。当社が本規約を変更する場合、本サービス内又は公式サイトにその旨を掲載します。本規約の変更は、本サービス又は公式サイトに掲載された時点で効力が発生するものとしします。ユーザーは、本サービスの利用を継続する限り、該変更を承諾したものとみなします。

・事業者は、本利用約款を理解・承諾の上、本サービスの利用を開始するものとしします。当社は、事業者による本メニュー、または本サービスの契約・利用をもって、事業者が本利用約款に同意したものとみなし、本利用約款は、事業者に適用されるものとしします。

第2条(著作権)

・当社が提供する製品及びサービスの著作権は、全て当社に帰属するものとしします。

・当社の提供する製品及びサービスのコピーや複製・転載は禁止としします。

・上記に該当する行為が確認された場合は法的措置を取らせていただきます。

第2条（本サービスの利用許諾）

- ・当社は、事業者に対して、本利用約款に定める条件に従って、本サービスのうち当社が指定する機能について、無料で利用できる権利を非独占的に許諾するものとします。当社が本サービスのうち当社が利用料を定める場合には、次条の定めに従うものとします。
- ・事業者は、本利用約款に定める条件を遵守し、自己の責任において、本サービスを利用（本サービスを使用する上で必要な通信環境を含む）するものとします。また、本サービスの利用に伴う通信料その他の費用は、事業者において全額負担するものとします。

第3条（有料機能の申し込み）

- ・本サービスのうち、当社が利用料を定める一部の機能（以下、「有料機能」といいます。）の利用を事業者が希望する場合には、本利用約款を理解・承諾の上、当社所定の方法により申し込むものとします。
- ・前項に従って事業者から申込みがなされ、当社が自己の裁量により適格と判断した場合、当社による承諾の意思表示が到達した時をもって、当社と当該事業者の間に有料機能の利用にかかる契約（以下、「本契約」といいます。）が成立するものとします。
- ・有料機能の利用にかかる契約が成立した場合、事業者は当社に対し、当社の定める方法に従い当該利用料を支払うものとし、当社は事業者に対し、有料機能にかかる本ソフトウェアを利用できる権利を非独占的に許諾するものとします。なお、支払いにかかる振込手数料等の費用は、事業者の負担とします。
- ・事業者が本契約の成立後に、有料機能の利用にかかる契約を変更または解除した場合であっても、利用料は、減額または返金されないものとします。
- ・前各項の規定にかかわらず、事業者は、当社の取引基準等に適さないと当社が判断した場合、本契約の成立後であっても本サービスの全部または一部を利用できない場合があることを予め承諾するものとします。

第4条（本サービスの機能とアップデート）

- ・本サービスの内容・機能は、当社が本サービスの利用画面上及び本サービスの説明書で別途表示するとおりです。なお、本サービスの一部の機能のうち、本サービスは当社または当該サービスを運営する第三者が別途定める約款等に従い、これに同意した事業者のみ利用することができるものとします。

・当社は、随時、ユーザーに対する予告なく本サービス内容（バーチャルコンテンツ及び本サブスクリプションの内容を含みます。）を変更することができます。なお、ユーザーが本サービスを継続してご利用するためには、アプリケーションの最新版のインストールが必要になる場合があります。また、当社は最新版でないアプリケーションに対してサポート又はアップデートを提供し続ける義務を負わないものとしします。

第5条（店舗情報等の入力）

・本サービスの利用において、店舗情報その他の情報（店舗において提供する商品・サービスの種類・価格、顧客のサービス等利用額等を含み、以下「事業者情報等」といいます。）を入力する場合、事業者は、自ら正確かつ最新の情報を入力するものとしします。

・事業者が前項に定める事業者情報等の入力業務および本サービスの利用に伴い発生する業務その他の業務を当社に委託し、当社がこれを受諾した場合であっても、当社はその内容の正確さを一切保証致しません。事業者は、事業者に代わって入力された情報を直ちに確認し、内容に誤りがある場合には、事業者自らが当社に対して申し出るか又は自ら修正をしなければならないものとしします。

第6条（サポートサービスについて）

本サービスの利用にかかるサポートサービス（以下、「サポートサービス」といいます。）の利用にあたり、事業者は以下に同意するものとしします。

・サポートサービスの受付は、当社が別途指定する窓口の営業時間帯に限られます。

・事業者が訪問によるサポートサービスを求める場合、それにかかる費用(交通費や印刷にかかる費用その他必要となる費用)は事業者が負担するものとする。

・サポートサービスによる回答及び訪問は、可能な限り迅速な対応に努めるものとししますが、お問い合わせ当日に実施することを保証するものではありません。

・事業者がサポートサービスを受ける場合には、当社に対して、本サービスの利用において生じているトラブルに関する詳細な情報の提供その他の協力をするものとしします。事業者がこれらの協力しない場合には、適切な対応ができずまたは対応に時間を要する場合があります。

・サポートサービスでは、本サービスを使用するにあたってのトラブル、不明点に対応いたします。ただし、周辺機器の故障の修理及び通信回線の障害等のトラブルには対応いたしかねます。また、サポートサービスは、本サービス及びその利用に

必要な周辺機器の修理その他事業者が生じたトラブルの解決を保証するものではありません。

・当社は、事業者による問い合わせの内容が、サポートサービスとして当社が提供しうる範囲を逸脱している場合には、サポートサービスの提供をお断りさせていただく場合があります。

第7条（本サービスの契約期間）

・本サービスの契約期間は、事業者が当社に申込書を提出した日から起算して1ヶ月が経過した日までとし、事業者が本条第3項に定める解約の手続きをしない場合には、契約期間は同一の条件にて更に1ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

・前項の定めにかかわらず、当社が指定する本サービスの一部の機能について1ヶ月未満の契約期間を定める場合、当社は当該一部の機能の契約期間及び条件を別途当社の指定する方法で表示するものとします。

・事業者は、当社に対し、別途当社の指定する方法にて通知することにより、本契約を解約することができます。別途当社が指定する締日（以下「締日」といいます。）までに当社に対する通知がなされた場合、本契約は、かかる解約の申し入れをした日の属する月の末日（同日が当社の営業日でない場合には、その前営業日）に解約をもって終了するものとし、当社に対する通知が締日以降になされた場合には、かかる解約の申し入れをした日の属する月の翌月末日（同日が当社の営業日でない場合には、その前営業日）に解約をもって終了するものとします。

第8条（利用許諾の取り消し、契約の解除等）

・当社は、事業者が次の各号の一に該当するときには、事業者に対する通知なしに、即時に事業者に対する本ソフトウェアの利用許諾を取り消し、もしくは、本サービスの提供を一定期間停止し、または本契約を解除することができるものとします。なお、事業者の行為が以下の項目に該当するか否かは、当社が合理的に判断するものとし、事業者は、当社の判断に対し、何らの異議を申し立てないものとします。

* 本利用約款の規定に違反したとき

* 当社の信用を傷つけたとき

* 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき

* 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払い不能となったとき

* 営業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき

- * 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
 - * 事業者の信用に不安が生じたとき
 - * 営業を廃止したとき、または清算に入ったとき
 - * 当社に不利益をもたらしたとき、または不利益をもたらすおそれがある行為をしたとき
 - * 第三者からの苦情または事業者に起因するトラブル等から、事業者による本サービスの利用が、当社または本サービスの信用等に影響を及ぼす可能性があるとき当社が判断したとき
 - * 当社の取引基準に照らし不適合であると当社が判断したとき
 - * ねずみ講、マルチ商法、マルチレベルマーケティング、チェーンメール、又はこれらに類する行為に本サービスを利用したとき
 - * 宗教広告等の思想信条に関わる行為に本サービスを利用したとき
 - * 実現不可能なサービスを事業者のサービスの内容として登録したとき
 - * 事業者の顧客の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
 - * その他本利用約款に定める事項を遂行できる見込みがなくなったとき当社が判断したとき
 - * センゾクサービス共通利用約款に定める反社会的勢力の排除に関する表明保証に違反したとき
- ・前項の規定により本契約を解除された場合、事業者は、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する一切の債務を弁済するものとします。

第9条（免責）

当社は以下における状況が発生した場合には、一切の責任を負わないものとする。

- ・地震や台風などにおける自然災害による通信状態の不具合が起きたとき
- ・第三者による通信の阻害があったとき
- ・事業者の持つ店舗や、商品を提供する箇所の通信環境に不備があるとき
- ・事業者と利用客との間でのトラブルやその他問題が起きたとき
- ・システム上及びサーバー上に、当社が予期せぬ問題が起きたとき

以上

付随

センゾクサービス利用約款は令和7年1月17日から施行します。